

医師ミスが、相次いで明らかになっている。とりわけ目立つのが、医師免許をとったばかりの研修医が起こす医療事故だ。関西医科大学と前年夏から4月示、労働基準法違反の疑いで書類送検され、研修医の働きがさらに厳しくなる。メスが入った。あいまいな身分のまま、研修医を言い当て長時間働かせる大学病院の慣行は、患者のいのちにかかわる事故の背後にも潜んでいる。

(鶴見 知子  
川之上 玲子)

(我見：知子)  
(山之上：玲子)

賃給が過密勤務を過勞がミスを生む

時時刻刻

[illegible]

一様で、毎日のように、同様の生活を過す。

つづぬ。

当直バイトで  
いつも寝不足

国立大病院などでは月平均  
約20万円を支給されているが、  
私立大病院では数割はわかれ  
三割は月10万円に満たないとい  
う。しかも、これには、たいてい  
は生活費は含まれていない。

# 病院支

への研修医は、仕事を終えた  
後、大学の関連病院などで夜  
間の当直アルバイトをする。

ひとりで数万円の当直料が入  
ると、その少し睡眠時間が削  
られる。疲勞が莫大なのは、こ  
れである。夜勤をこなすための  
に勉強を怠ることも少なくない  
と聞かされた。

このように夜間の当直で、  
疲勞がたまり、研修医が一人、  
思考力や集中力を失ふ。

病院支える安い労働力

中郡地方の病院で研修医をした内科医(30)は、1年目が5月4～6回、当直についてた。

午後5時、下中下七はがら直当番に座る。昼間と違って夜の救急センターにいるのは研修医1人だけ。2回目までは左様がついてくれたが、3回目からは完全に1人になった。

「思春さんは夜も夢見が  
いふて煩て来ぬ。でも思春  
には腰間不足、夢見不足の母  
親は不安を抱えながら泣き  
してゐる」など思春は思ひ  
す。

を月6万円から約12万円に引き上げた。だが、歴代最大の55000円を最底に、約半数の大学が10万円に満たないとい。「授業料」などの全目で、大学の健康保険制度に入っていないところが多い。

だが、親族には、こうした研修医が大病院の入院患者の治療を担っている。国立大学医学部付属病院長会と全国の作

えぬ。

「是れ以上がりの学働力で、病院經營に欠かれない存在であることと、この大学病院でもわかつてゐる。だからある大学病院の事務管理職員が云ふ。

（好）「病院に在る資金を我々、その上の医局員にも貸金をおかぬわけにならず、大々生として大金を負担せねばならぬ」と云つてゐる。

全国私大病院の臨床研修医の処遇

| 大学名        | 手当月額<br>(円)                | 保険加入<br>有○無× |
|------------|----------------------------|--------------|
| 岩手医科大学     | 50000か100000               | ○            |
| 岩手医科大学     | 30000か150000               | ×            |
| 岩手医科大学     | 50000                      | ×            |
| 岩手医科大学     | 80000                      | ×            |
| 岩手医科大学     | 50000                      | ×            |
| 東京女子医科大学   | 45000                      | ×            |
| 東京慈恵会医科大学  | 50000                      | ×            |
| 慶応医科大学     | 25000                      | ×            |
| 昭和医科大学     | { 1年目 45000<br>2年目 50000   | ×            |
| 順天堂医科大学    | { 1年目 50000<br>2年目 60000   | ×            |
| 関西医科大学     | 122000                     | ○            |
| 大阪医科大学     | 60000                      | ×            |
| 久留米医科大学    | 75000                      | ○            |
| 北里医科大学     | 150000                     | ○            |
| 杏林医科大学     | { 1年目 80000<br>2年目 70000   | ×            |
| 川崎医科大学     | { 1年目 140000<br>2年目 162000 | ○            |
| 聖マリアンナ医科大学 | 60000                      | ×            |
| 帝京医科大学     | 60000                      | ×            |
| 阪田保健衛生大学   | { 1年目 185000<br>2年目 170000 | ○            |
| 兵庫医科大学     | 129000                     | ○            |
| 愛知医科大学     | { 163000<br>70000          | ○            |
| 福岡医科大学     | 72000                      | ○            |
| 自治医科大学     | { 1年目 208700<br>2年目 216700 | ○            |
| 埼玉医科大学     | 150000                     | ○            |
| 金沢医科大学     | { 1年目 150000<br>2年目 160000 | ○            |
| 獨協医科大学     | { 1年目 120000<br>2年目 160000 | ○            |
| 近畿医科大学     | 80000                      | ×            |
| 東海医科大学     | { 1年目 165000<br>2年目 185000 | ○            |
| 産業医科大学     | 158400                     | ○            |

今年3月現在、各大学の主な病院を対象に朝日新聞社が調べた。研修方式により金額などが異なる病院もある

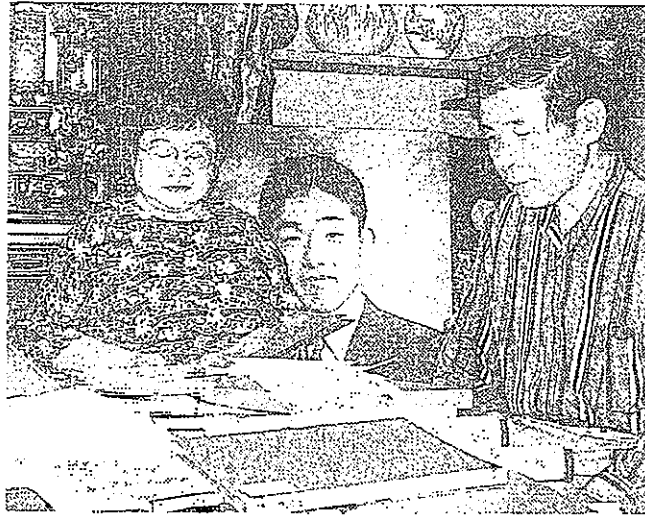
# 「みんな過労死寸前」

医師免許を取得したばかりの研修医がサポートもほとんどないまま医療の最前線を担わされている。大学病院の研修医のお寒い実態が、医学生団体の調査でわかった。医療の高度化が進む中、研修医の医療事故も相次いでいる。過酷な労働環境、少ない給料、不十分な指導・教育……。日本の医療の遅れを象徴するとされる、研修医制度の実態を探った。(本文記事一面)

## 大学病院を問う 研修医

一人の研修医の死が今、全国の大学病院に波紋を広げている。

関西医科大学付属病院耳鼻咽喉科の研修医、森大仁さんが、住んでいた大学近く



「息子の死は、決して特別なケースではない」と、森大仁さんの両親は訴える(中央は、大仁さんの遺影)

## 酷使される「安価な労働力」

26歳の週114時間働き月給6万

のマンシオンで急性心筋梗。同大から「森君が来ない」と大阪府堺市の実家に連絡。三倍以上の百四十時間という過酷な労働環境、少ない給料、不十分な指導・教育……。日本の医療の遅れを象徴するとされる、研修医制度の実態を探った。(本文記事一面)

はさほど変わらない。激務に加えて問題なのは、先輩医師のサポートのないまま、未熟な研修医が医療の最前線を担わされる機会が少なくないことだ。文部科学省によると、ある国立大病院の内科医局では、研修医の診療時間は週

「研修医は『安価な労働力』として酷使される」として、患者の安全への配慮を欠いていたことは事実」と、国立大病院の病院長の一人は指摘する。

七十八時間だったのに対して、教授はわずか三時間、助手で十九時間。孤軍奮闘する研修医の姿が浮かんできく。

しかも、激務の研修医の給与は月数万円から二十万円程度と少ない。生活費は「患者本位の医療」ともいえる。民間病院で単独のアルバイト診療を行うケースも多い。

「未熟な研修医を一人前として扱い、エラーは仕方ないというのが日本の実態。事故に対する大学側の意識の低さが背景にある。我々を助けて下さい」

「意見、ご感想を社会部へ送らせて下さい(送る先はこのページの下段)。」

ん。でも、病院にはたくさん医師がおられるから」「しんどい」「食事も取れない」。大学では陸上部の長距離選手だった大仁さんが、そう漏れし始めたのは六月。電話などで胸の痛みを訴えながら、「休みは取れず、診ても三時間もない」と話していた。息子の死後、同大と同僚を訪ね歩いた父は、過酷な研修医の実態に驚いた。早期入院患者の点滴や採血、そのあと外来患者の診察や手術の助手、病棟回りと続き、深夜まで医局での雑用やデータ整理。当直は夕方から翌朝までだが、それに降も勤務は続く。労働

# 研修医は「労働者」

## 医療の最前線で長時間労働、薄給

### 厚労省 労基法適用へ

厚生労働省は二十八日、医療の最前線で過労死の激増を懸念している研修医を「労働者」と認め、労働基準法を適用する方針を固めた。これまで研修医の立場はあいまいで、労働時間が法定基準を大きく上回る現状が放置されていた。今年四月には、急死した研修医(当時二十六歳)の労務管理に問題があったとして、関西医科大学(大阪府)の前学長らが労働基準法違反で書類送検されたことを受け、同省は今後、悪質とみられるケースの是正に乗り出す。

医師法では、国家試験に合格した医師が二年間、大い百十四時間の週もあつた。現在、新人医師の87%が研修を受けているが、昨年十一月の法改正により、二〇〇四年度からは義務化される。

しかし、実際には「安価なマンパワー」(国立大病院長長)として扱われ、診療行為のほか、深夜まで医局の雑用をこなしているケースも多く、「患者に最も多く接する研修医が疲れきっている状態は危険」と言われていた。また、給与も国立大病院は月約二十万だが、私立大病院では半数近くが十万円以下で、数千万円の病院もあった。

九八年八月、心筋梗塞で急死した関西医科大学の研修医の場合、労働時間は

午前3時仮眠5時半起床  
帰宅するのは着替えだけ

勤務の実態

「入局してすぐ、『君たちは労働者とは認められないう。体は自分で守れ』と言われた」。ある私立大病院の外科研修医26は、今年四月の教授の言葉を振り返る。「今はその意味が分かります」。

手前を終えた患者の容体をみながら、午前三時にI

は今年から医道審議会の中に部会を設け、給与水準の実態把握を行いながら、研修医の適正な数や制度のあり方について検討を始めた。

坂口厚生労働相は二十八日の参院厚生労働委員会での問題に触れ、「病院ではいままで、研修医は時間外労働するのが当然という雰囲気があった。研修医が本来の研修に専念できる体制をつくらなければならぬ。全体のあり方を見直していく必要がある」と述べた。

を点検する時も代わりはない」と訴える。一週間のまり込みで、自宅のアパートに帰るのは、着替えるのだけという。

国立大病院長長は今年一月に行った実態調査によると、ある国立大病院の一年目の研修医の週労働時間は、「診療時間」だけに限っても、内科で七十八・四時間。外科で七十九・三時間。教授は三十八時間だった。調査にかかわった医師は「研修医が医療の最前線を担う現状を示している」と分析している。

平成13年8月10日 朝日新聞 (夕刊)

## 研修医死亡事件で 関西医大起訴猶予

法基  
容反  
違違

研修医が急性心筋梗塞で  
死んでしまったのは違法  
な長時間労働によるもの  
だとする遺族の告訴を受  
け、労働基準法(労働者  
名簿の作成義務など)に違  
反容疑などで書類送検さ  
れた学校法人・関西医科  
大学(大阪府守口市)と  
田代裕・前学長(74)らに  
ついて、大阪地検は10  
日、法人としての関西  
医大と同医大付属病院の  
事務部長(60)を不起訴処  
分(起訴猶予)とした。  
また、田代前学長は職務  
権限がないとして、嫌疑  
なしの不起訴処分とし  
た。

た。

告訴状によると、同医  
大付属病院の研修医たっ  
た森大仁さん(当時26)  
は98年6月1日から同年  
8月15日まで、早朝  
から深夜まで同病院で働  
き、労働時間が法定の  
週40時間を大きく上回る  
55.8時間にも及んだ  
が、病院は労働時間を把  
握する義務を怠った。森  
さんは同年8月16日、急  
性心筋梗塞で死んでしま  
った。

大阪地検は、「研修医  
の労働は正規に雇用され  
ている医師と異なるとい  
うはまいったくない」と認  
定した。その上で、関西医

大と事務部長について  
「労働者として扱われな  
らぬ」という意識が欠  
けており、労働者名簿に  
記載していなかった」と  
指摘。そのうえで「犯罪  
は成立するが、他病院で  
も同様の状況が慣習化し  
ており、訴追までするの  
は妥当でない」と判断し  
た。

# 「研修医は労働者」

## 死亡事件で 関西医大に賠償命令 大阪地裁支部

大学病院が研修医を労働者扱いせず、共済制度に加入させなかったり、最低賃金を下回る報酬しか支給しなかったりしたのは違法だとして、研修中に死亡した医師の両親が学校法人関西医科大学（大阪府守口市）に損害賠償などを求めた訴訟の判決が29日、大阪地裁支部であった。中路義彦裁判長は「研修医は指導医の命令に従って診察や治療をしており、労働者にあたると述べ、大学側に遺族共済年金や未払い賃金に相当する総額約916万円の支払いを命じた。

（35面に関係記事）  
あいまいな身分のまま  
安い手当てで研修医を長時

間働かせる医療現場の実態は、医療事故の背景としても問題視されている。厚生労働省によると、研修医は全国で約1万3千人（98年度）おり、労働者で認めた司法判断は「おそろしく初めて」といい、他の医療現場にも影響を与えそうだった。

訴えていたのは、98年8月半ばに自宅で急性心筋こうそくで倒れ、急死した関西医科大学付属病院の研修医・森入仁さん（当時26）の両親。

判決によると、森さんは98年3月に同大学を卒業し、6月1日から付属病院の耳鼻いんこう科の臨床研修医になった。亡くなるまでの2カ月半の間、平日は午前7時30分から午後7時まで指導医の診察の補助や点滴をし、病院を出るのは午後10時ごろだった。土曜や日曜日も朝から出勤するなど終日休んだのは6日間だけだった。

指揮命令下に医療業務に従事する労働者だった」と認定。「研修医は自分の意思で教育研修を受けており、労働者にはあたらない」とする大学側の主張を退けた。

そのうえで、森さんを労働者の重要な福祉制度である私学共済に加入させていれば受け取ることができたはずの遺族共済年金や、最低賃金との差額分に相当する金額の支払いを大学側に命じた。

原告側代理人の岡崎守延弁護士の話 画期的な判決だ。貧弱な研修制度の影響を一番被るのは治療を受ける国民であり、大学側は医者の労働環境を改めるべきだ。

関西医科大学の山崎紘総務部長の話 判決文が届いていないのでコメントできない。

認定労働者医修研

最低賃金に届かぬ報酬

遺族「改善の契機に」

過酷な労働環境に置かれていた研修医を労働者と認定した司法判断が29日、大阪地裁堺支部で示された。労働者の最低賃金を下回る報酬などを違法と判断した。「研修医の奴隷のような労働環境は関西圏大だけの問題ではない。改善につながる契機になれば」。研修医になつてわずか半年半後に死した大塚大仁(27)の父親、大塚さん(58)は、息子の死を境に「研修医は、医学的な状況に置かれていた」と多くの研修医に思いを寄せた。(一面参照)

大学側は遺族の労災申請の求めに「研修医は労働者ではない」と拒否。裁判でも「研修時間は午後7時まで」と述べ、それ以降は帰りのも残るもの、すべて研修医の意思に任せている。研修をさせたという「これはない」と主張した。しかし、大塚さんと妻大塚さん(58)の訴えが、周囲を動かした。

2人の申告を受けた大阪労働基準監督署は今年4月、大塚さんを労働者と認め、大学を労働基準法違反の疑いで書類送検。大阪地裁は8月に起訴した。

訴訟で処分されたものの「労働者として研修医を処遇せねばならない」という意識が欠けていた」と指摘した。

大学側も00年度から研修医に対する支払額を大阪府の最低賃金に見合う約12万円に上げる一方、私学共済にも加入できるよう制度改正した。しかし、いまでも「研修医の位置づけに法律上の明文規定はなく、病院の自主決定にゆだねられている」として、研修医を労働者とは認めていない。

大塚さんはこの訴訟とは別に、大阪地裁では同大を相手取った「過労死裁判」を係争中。「労働基準法を守らずに、良質な医療を提供できなかった」と批判した。

酷使許す医局ピラミッド

「奨学金 2万5千円」  
「臨床研修手当 5万円」  
「医局」として患者を診る研修医の1カ月の手当てだ。

今年3月、朝日新聞社が調べた私立医大の「手当」は、半分以上の大学が10万円に満たなかった。健康保険に加入させていない大学も少なくない。

4年から国家試験合格後の研修が必修化されるが、これまで医師と研修医との身分的な違いはなかった。試験合格後、通常2年間程度、医師と同格の働きに近い低賃金で働かざるを得ない。

「研修医は、医学的な状況に置かれていた」と多くの研修医に思いを寄せた。(一面参照)

大学側は遺族の労災申請の求めに「研修医は労働者ではない」と拒否。裁判でも「研修時間は午後7時まで」と述べ、それ以降は帰りのも残るもの、すべて研修医の意思に任せている。研修をさせたという「これはない」と主張した。しかし、大塚さんと妻大塚さん(58)の訴えが、周囲を動かした。

2人の申告を受けた大阪労働基準監督署は今年4月、大塚さんを労働者と認め、大学を労働基準法違反の疑いで書類送検。大阪地裁は8月に起訴した。

訴訟で処分されたものの「労働者として研修医を処遇せねばならない」という意識が欠けていた」と指摘した。

大学側も00年度から研修医に対する支払額を大阪府の最低賃金に見合う約12万円に上げる一方、私学共済にも加入できるよう制度改正した。しかし、いまでも「研修医の位置づけに法律上の明文規定はなく、病院の自主決定にゆだねられている」として、研修医を労働者とは認めていない。

大塚さんはこの訴訟とは別に、大阪地裁では同大を相手取った「過労死裁判」を係争中。「労働基準法を守らずに、良質な医療を提供できなかった」と批判した。

使ってきた。

今回の判決結果を聞いた厚生労働省の担当者は「研修医が労働者かどうかは、指揮命令系統や組織への従属性から、個別、具体的に判断する」と従来の立場を崩していない。

しかし、「研修医を広く一般的にみると、労働者に認定されるようなケースが多いのではないかと」も認める。

研修必修化に向け、研修内容や待遇について議論している厚生労働省の医道審議会臨床研修検討部会

で今月下旬、厚生労働省の担当局長は「労働基準法に抵触しないような形で(待遇を)検討するのがよいのではないかと」も提言した。

これに、愛媛である大学教授や病院幹部らが反応した。「(労働基準法

上の法定労働時間である週40時間で十分は研修はできない」「(研修医の実態は)現在では3%、労働法規に違反している。労働者と定義づけられる、研修の議論ができない」などの意見が相次いでいた。